

随意契約理由書

件名	乾燥汚泥処理業務(セメント原料有効利用)
契約の相手方	住友大阪セメント株式会社 赤穂工場
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>下記理由より、本業務については、上記業者との契約が不可欠である。</p> <p>(1) 本業務は、神戸市水道局が排出する浄水乾燥汚泥を再資源として有効利用することを目的とするものである。</p> <p>(2) 水道局にて、浄水乾燥汚泥の有効利用方法について調査業務を行った結果、神戸市水道局の浄水乾燥汚泥は、園芸用土やグランド用土、埋戻し材料等には成分的・量的に不向きであり、セメント原料として再利用することが最適であるとの結論に至っている。</p> <p>(3) 上記調査にて、浄水乾燥汚泥をセメント原料として再利用できる工場・企業等を調査した結果、受入れが可能であることが確認できたのは、住友大阪セメント(株)赤穂工場のみであった。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局 事業部 施設課 浄水係 (電話番号 332-5903)